

「情報化社会と交通」研究会（第1回）



平成13年4月11日

国土交通省 総合政策局 情報管理部

「情報化社会と交通」研究会（第1回） 議事次第

平成13年4月11日(水)

15時～17時

於:虎の門パストラル会議室

- 1 . 開会
- 2 . 委員紹介
- 3 . 議事
 - (1) 趣旨等の説明
 - (2) 公共交通情報提供の現状等
 - (3) 今後の進め方
 - (4) その他
- 4 . 閉会

「情報化社会と交通」研究会 構成員名簿

座長	石井 威望	東京大学 名誉教授
副座長	圓川 隆夫	東京工業大学工学部 教授
委員	井上 健	東日本旅客鉄道（株） 常務取締役
委員	潮田 邦夫	（株）NTTドコモ 取締役
委員	北村 公男	神奈川中央交通（株） 常務取締役
委員	佐々木 かをり	（株）イ・ウ・マン 代表取締役社長
委員	坪田 知己	日本経済新聞社 日経デジタルコア 設立事務局 代表幹事
委員	野口 好一	トヨタ自動車（株） ITS企画部長
委員	浜田 達夫	日本航空（株） IT企画室副室長
委員	三宅 誠	NHK総合企画室 [デジタル放送推進]統括担当部長
委員	寺前 秀一	国土交通省総合政策局情報管理部長
委員	長尾 正和	（財）運輸政策研究機構 理事長 (敬称略、五十音順)
事務局	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課 （財）運輸政策研究機構調査室	

(1) 趣旨等の説明 . . . P . 5 ~ 8

「情報化社会と交通」研究会の設立について（1）

1 趣旨

インターネット、モバイル通信の発展等により高度情報化社会がIT革命の名に象徴されるように急速に進行している。

政府としては、1月に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指したe-Japan戦略を決定したところである。

こうした高度情報化社会の進展に対して交通がどのように対応すべきなのか、e-Japan戦略に従い、どのような姿を目指すべきかを明らかにすることが必要となっている。

このため、学識者及び関係者による研究会を設立し、高度情報化社会が交通に与える影響、近時のモバイル通信やGPS等の新しい技術を利用した時刻表情報提供システムの実現等の新たな交通社会の姿やペーパーレス、キャッシュレス社会の下での交通や制度の変化等について広く各界の有識者からヒアリングを行いつつ明らかにし、今後の交通・情報化政策の基礎にしようとするものである。

「情報化社会と交通」研究会の設立について（２）

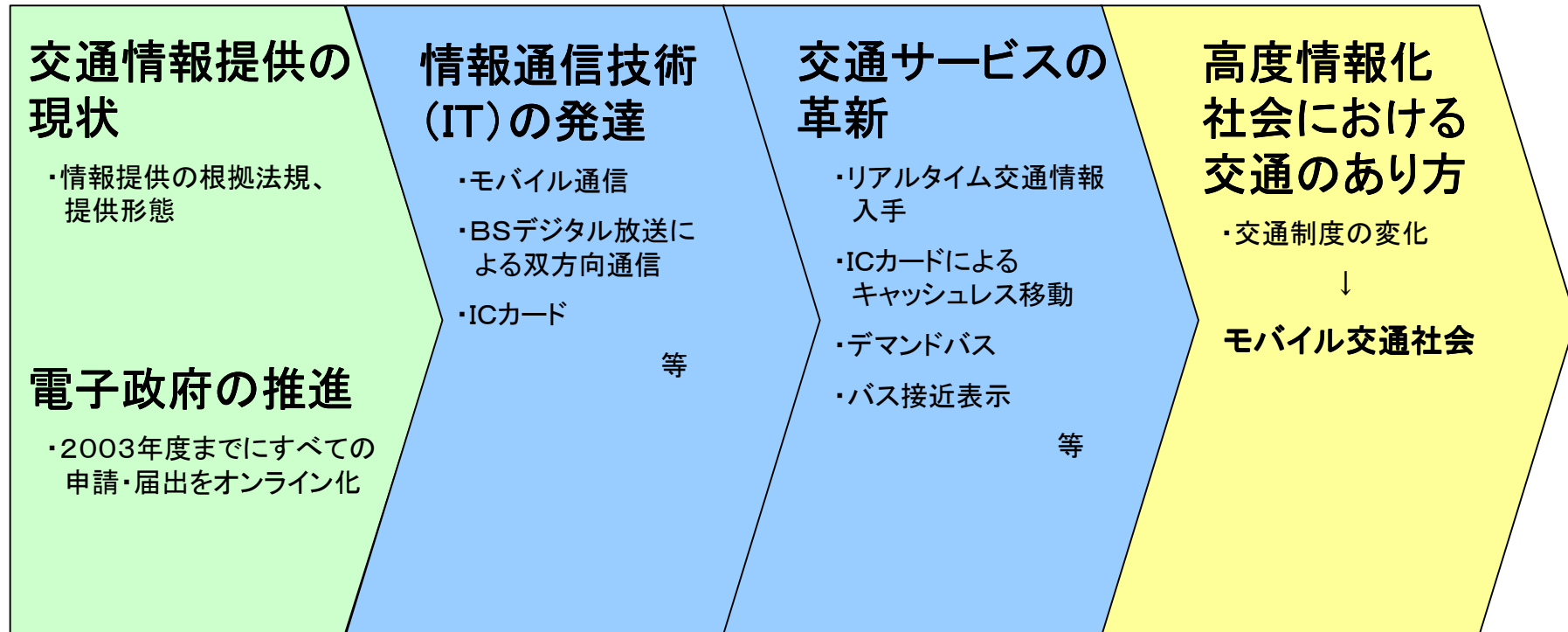
2 検討テーマ

- （１）公共交通情報の提供
- （２）情報通信技術（ＩＴ）の発達と交通サービスの革新
- （３）高度情報化社会における交通のあり方

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 第１回研究会 ４月１１日開催
- ・ 以後、月に１回程度開催し、上記２（２）（３）のテーマについて有識者のヒアリングを行い、夏をめどに中間取りまとめを行う。
- ・ さらに、夏以降月１回程度開催し、年内をめどに取りまとめを行う。

「情報化社会と交通」研究会作業イメージ



平成13年度予算(実験)

- ・総合交通情報提供システム
- ・鉄道事故・遅延情報速報システム
- ・シビルミニマム交通確保のためのシステム

モバイル交通社会の形成

(平成12年度 運輸白書から抜粋)

3 モバイル交通社会の形成

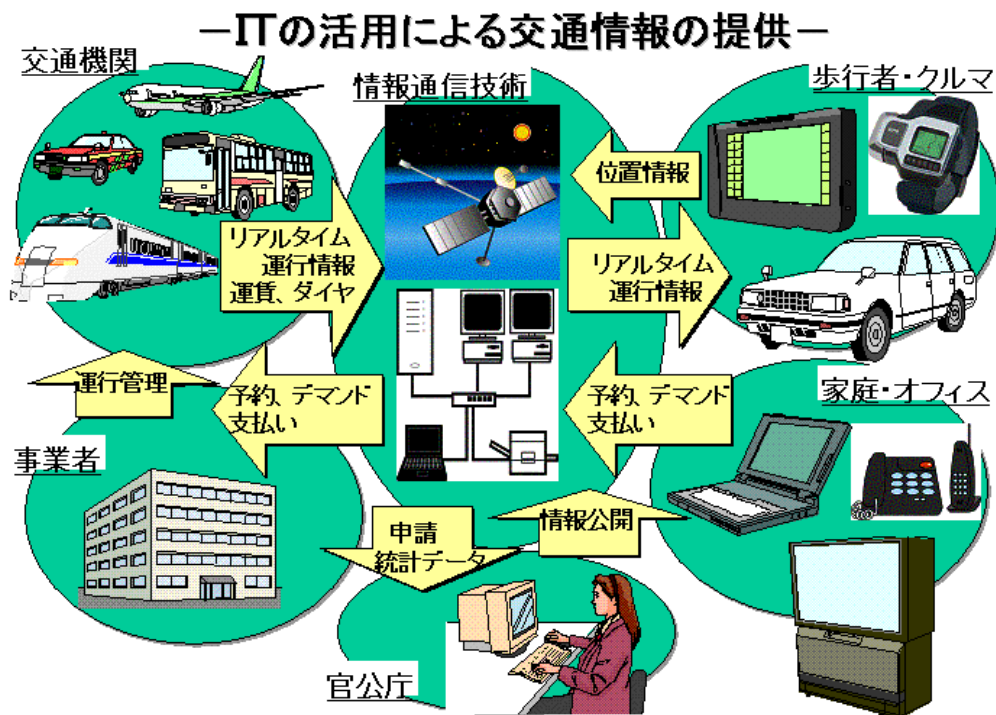
近年、パーソナルコンピュータや携帯電話、GPS受信機、カーナビゲーション機器といった個人向けの情報端末は、低価格化や高機能化、インターネットの普及も相まって、爆発的に普及し、その活用形態も多様化してきている。

移動体通信も含めた大容量・高速通信のインフラ整備は全国各地で進められてきており、道路や公共交通の利用者の多数が、何時でも何処でも、移動中であっても、情報化された交通インフラと直接結びつくことが可能となりつつある。

そして既に、VICSやGPS対応型携帯通信端末など、通信技術と位置検知技術、GIS(地理情報システム)技術などの組み合わせにより、個人の移動ニーズに対応したきめ細かい情報提供サービスが一部で実現しつつあり、また、高齢者や身体障害者といった移動制約者へのサービスの展開も期待される。

また、いろいろな分野で急速に普及してきているICカードについても、料金收受の手段として交通分野において応用が進められてきており、道路交通においてはETC、公共交通においてはICカード乗車券システムとして普及しつつある。

そして今後、これらの情報技術と新たに普及が見込まれるデジタルテレビ等の情報家電が融合し、電子決済や予約、総合的な交通情報提供など、利用者にとってより利便性の高い交通サービスが実現することが期待される。



(2) 公共交通情報提供の現状等

交通事業者による公共交通情報提供の現状	・・・	P . 1 0 ~ 1 3
インターネット等の活用による		
公共交通情報提供サービスの現状	・・・	P . 1 4 ~ 1 6
国土交通省情報管理部のH 1 3 年度実証実験	・・・	P . 1 7 ~ 1 9
公共交通の情報提供に係る法制度の現状	・・・	P . 2 0 ~ 2 1
公共交通情報のデジタル化	・・・	P . 2 2 ~ 2 3
電子政府（オンライン申請システム）	・・・	P . 2 4

交通事業者情報提供実態に関するアンケート調査の概要

平成13年2月より、全国のバス・鉄道・船舶・航空事業者を対象に、交通情報の提供・管理の実態に関する郵送アンケート調査を実施した。このうちバス・鉄道・船舶事業者に関する調査結果の概要を報告する。

<調査対象>

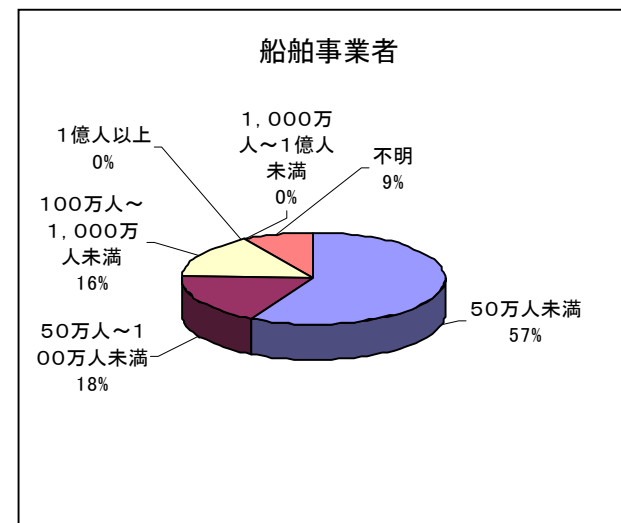
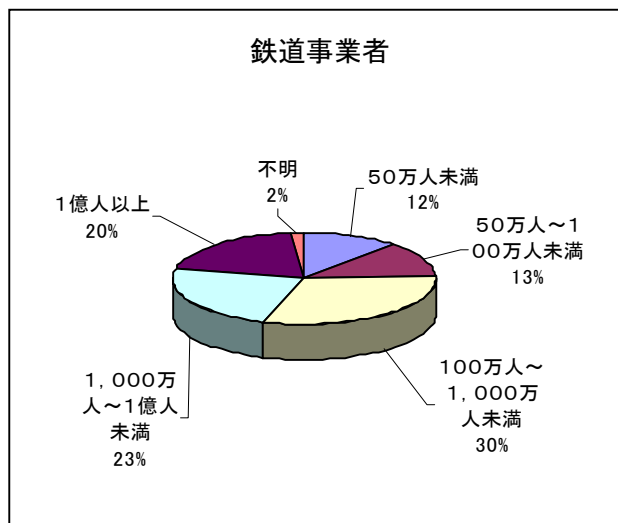
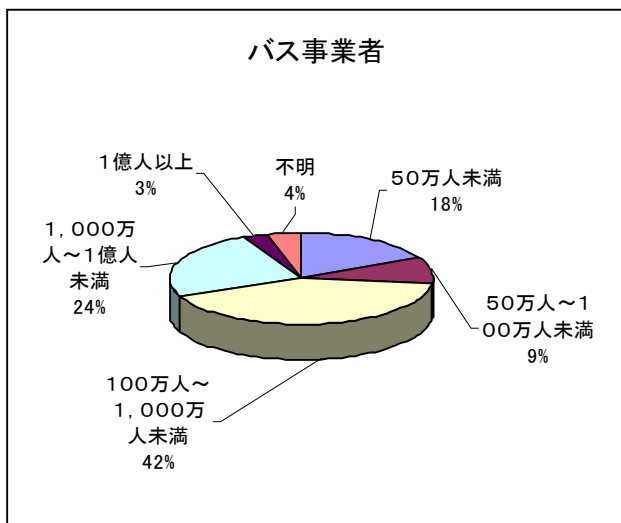
- ・バス・・・全国すべての公営・民営事業者(424事業者)
- ・鉄道・・・全国すべての公営・民営事業者(178事業者)
- ・船舶・・・一定の保有トン数・隻数を有する旅客輸送事業者(95事業者)

郵送アンケート調査の回答率

	配布数	回収数		有効回収率
		無効票	有効票	
バス	424	5	211	49.8%
鉄道	178	2	127	71.3%
船舶	95	0	45	47.4%
航空	5	0	3	60.0%
全体	702	7	386	55.0%

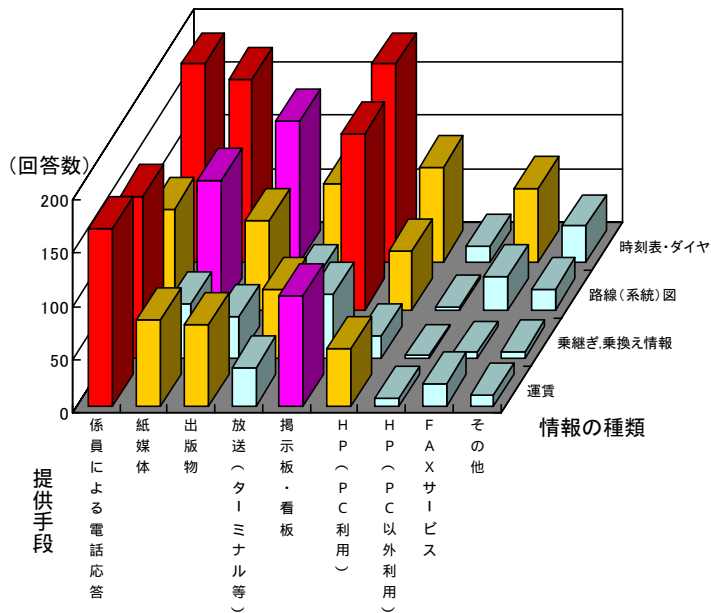
・発送アンケート総数は702、回収数は393、回収率は55%。

・回答者の年間運送人員を事業規模として分布を見ると、バス事業者は100万人～1億人未満に集り、合わせて64%、鉄道事業者は100万人～1億以上に集り、合わせて73%、船舶事業者は50万人未満に集り、57%となっている。

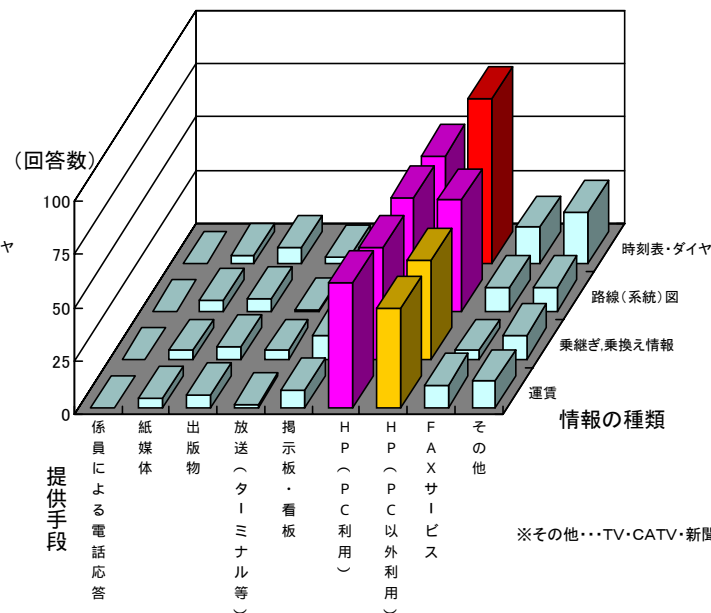


バス事業者における情報提供の実態と情報保管の現状

■現在提供している情報の種類と提供手段



■利用者が望んでいると考える情報の種類と提供手段

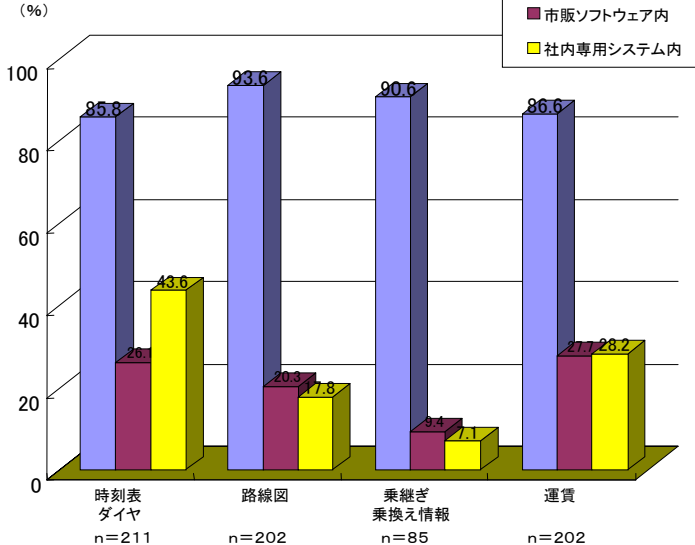


※その他・・・TV・CATV・新聞・ラジオ・街頭情報端末・電話自動応答サービス等

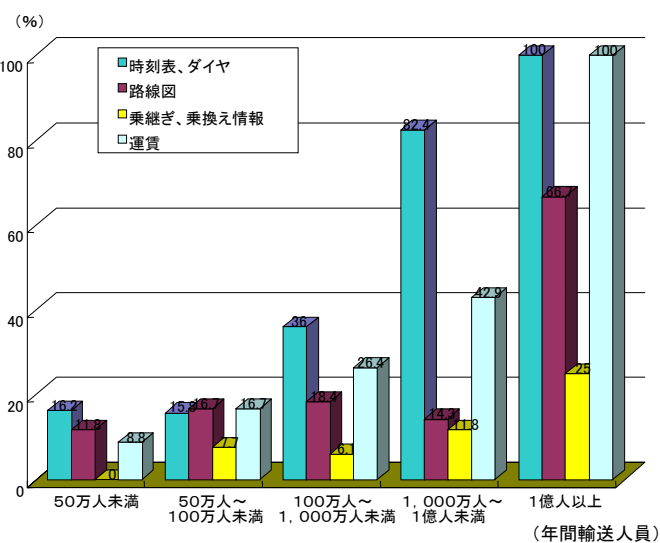
提供頻度が特に高い情報は「時刻表・ダイヤ」で、「乗継ぎ・乗換え情報」は他に比べ頻度が低い。
 情報提供手段としては「係員による電話応答」「掲示板上・看板(バス停・ターミナル)」が特に頻度が高い。

現在は、HP(ホームページ)による情報提供は主流ではないが、利用者が望んでいるとの認識が特に高く、今後導入が進みうる事がうかがえる。時刻表・ダイヤをPC以外の携帯電話等で閲覧させるニーズが特に高いと考えている。

■情報保管形態



■事業規模別 社内専用システムでの情報管理状況



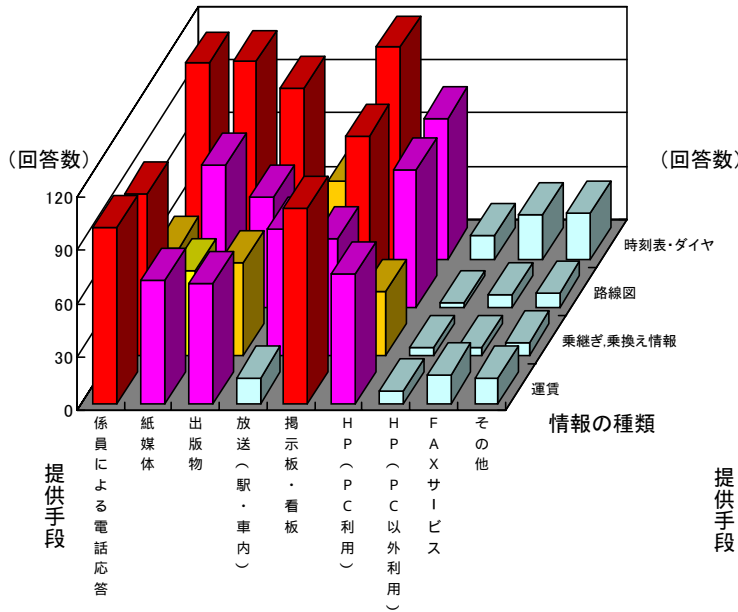
ほとんどの事業者が紙ベースで情報を保有している。また、時刻表・ダイヤといった運行管理系に社内専用システムを導入している事業者も多い。

事業規模(年間輸送人員)別では、1億人以上の上位事業者では社内専用システムでの情報保存がほぼ100%で、100万人～1000万人未満および1000万人～1億人未満の事業者における比率も比較的高いものの、100万人未満の事業者では20%に満たない状況である。

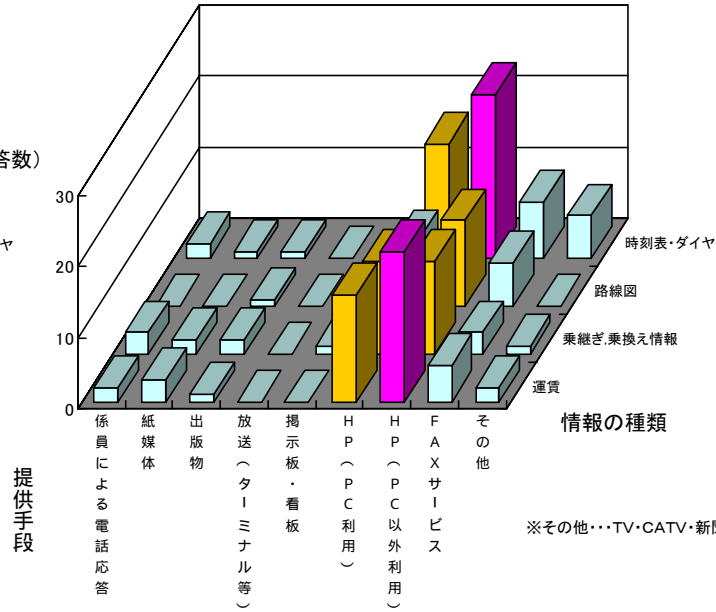
社内専用システムでは鉄道・船舶事業者に比べ路線図の情報管理比率が高くなっている。また、時刻表・ダイヤと運賃の情報管理比率が突出している一方、乗継ぎ・乗換え情報の管理は進んでいない。

鉄道事業者における情報提供の実態と情報保管の現状

■現在提供している情報の種類と提供手段



■利用者が望んでいる情報の種類と提供手段

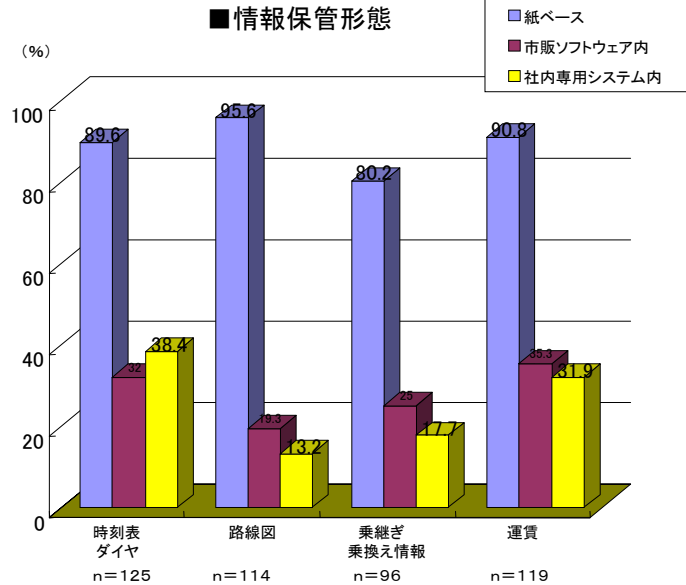


※その他…TV・CATV・新聞・ラジオ・街頭情報端末・電話自動応答サービス等

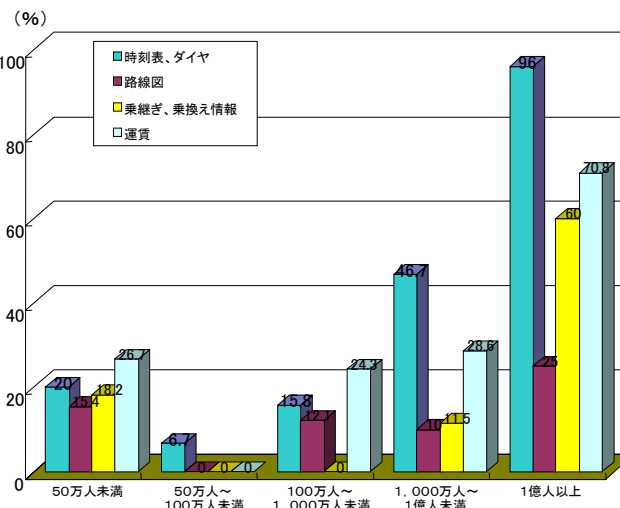
提供頻度が特に高い情報は「時刻表・ダイヤ」で、「路線図」「運賃」も比較的頻度が高い。情報提供手段として「係員による電話応答」「掲示板・看板(駅)」が特に頻度が高い。またPCの利用によるHP(ホームページ)での情報提供も進んでいる。

利用者が望んでいる情報提供手段としてPCに加え、PC以外の携帯電話等による情報提供が挙げられている。

■情報保管形態



■事業規模別 社内専用システムでの情報管理状況



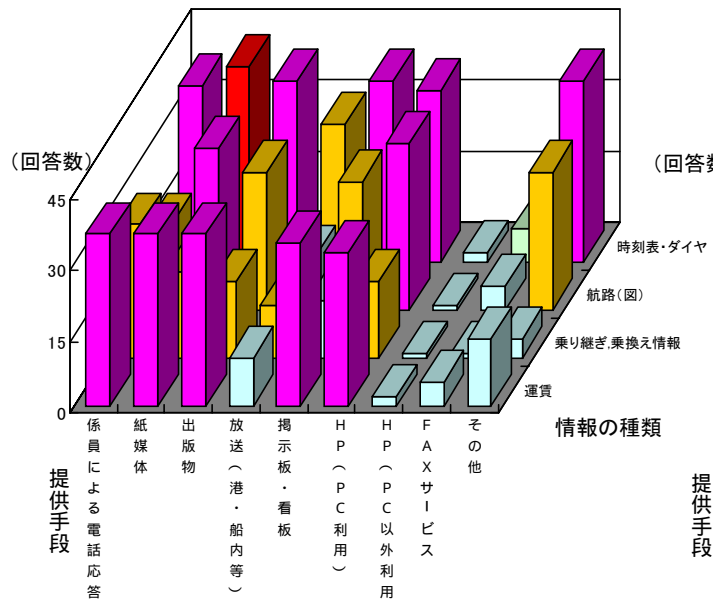
バス事業者と同様に、ほとんどの事業者が紙ベースで情報保有していると同時に、時刻表・ダイヤといった運行管理系に社内専用システムを導入している事業者が多い。

事業規模(年間輸送人員)別では、同規模のバス・船舶事業者と比べて、システムでの情報保存率が低い。(※回答率0の箇所は回答数自体の少なさに起因していると考えられる)また、1億人以上の上位事業者における社内専用システムでの情報保存比率でも100%に達していない。

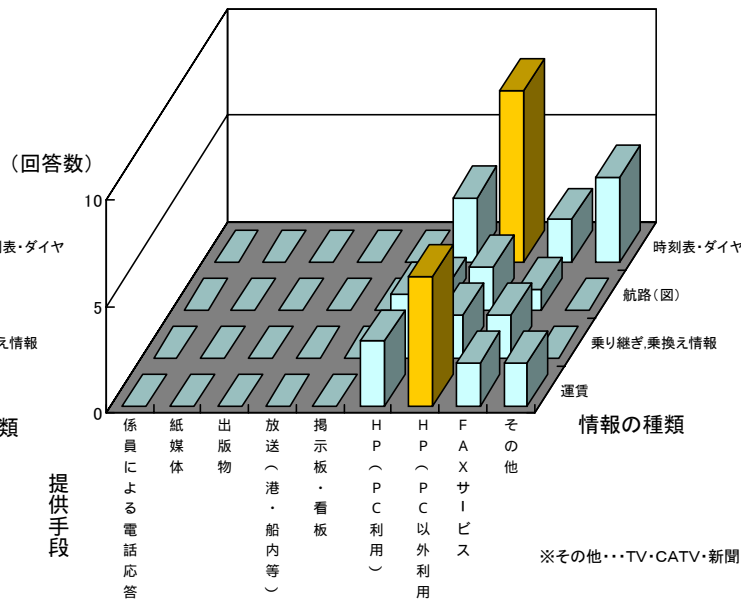
上位事業者では、社内専用システムでの乗継ぎ・乗換え情報の管理に積極的なのが特徴である。

船舶事業者における情報提供の実態と情報保管の現状

■現在提供している情報の種類と提供手段



■利用者が望んでいる情報の種類と提供手段



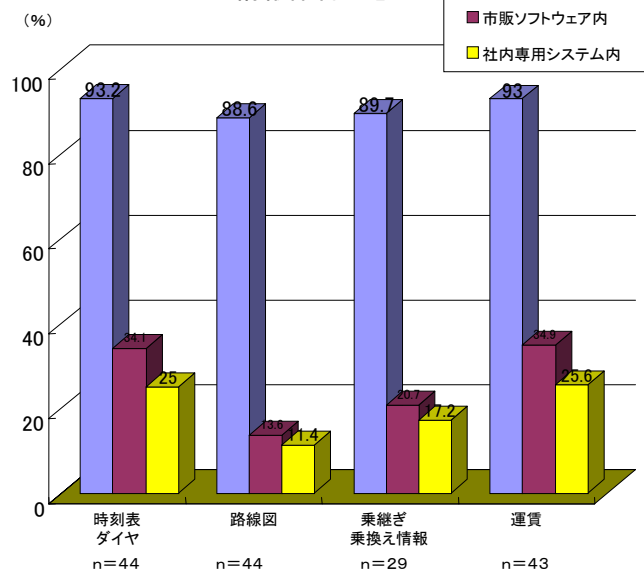
※その他・・・TV・CATV・新聞・ラジオ・街頭情報端末・電話自動応答サービス等

提供頻度が特に高い情報は「時刻表・ダイヤ」「運賃」である。

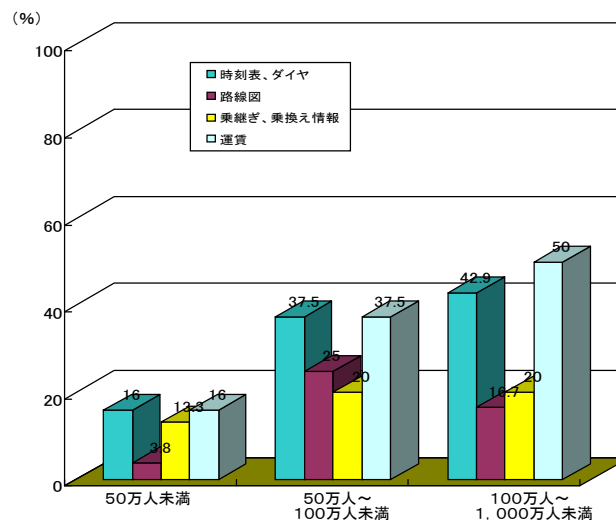
情報提供手段としては総じて様々な手段が利用されている。また、他事業者に比べ「その他(TV・新聞等)」を利用する頻度も高い。

PC以外の携帯電話等によるHPでの情報提供について、現在はほとんど行われていないが、利用者が望んでいる情報提供手段として認識している。

■情報保管形態



■事業規模別 社内専用システムでの情報管理状況



バス・鉄道事業者と同様に、ほとんどの事業者が紙ベースで情報を保有している。また市販のソフトウェアを利用して低コストで情報を管理している比率が若干高い。

船舶事業者はバス・鉄道事業者と比べ、事業規模(年間輸送人員)が概ね小さいが、同様の事業規模で比較すれば、社内専用システムでの情報管理が進んでいる傾向が見られる。しかし、50万人未満の規模では、システムでの情報保存比率は低い。

社内専用システムでは、特に時刻表・ダイヤと運賃を管理している事業者が多い。

インターネットなどの活用による公共交通情報提供サービスの事例一覧(1)

情報提供者の分類		運輸事業者				
事例名称		路線バス案内	ポケロケ、ハイパー市バスダイヤ、ハイパー地下鉄ダイヤ	にしてつ総合時刻・運賃案内	インターネット列車運行情報	
情報発信主体		遠州鉄道(株)	京都市交通局	西日本鉄道(株)	東日本旅客鉄道(株)	
[URL]		http://navi.entetsu.co.jp/	http://www.city.kyoto.jp/kotsu/index.html	http://www1.nnr.co.jp/nnr/traffic/timetable.htm	http://www.jreast.co.jp/	
情報提供範囲		浜松都市圏内の遠州鉄道バス	京都市交通局のバス、地下鉄	西鉄の鉄道、バス	JR全線(運行情報は首都圏在来線、JR東日本管内の新幹線、首都圏を発着する寝台列車)	
情報提供形態		パソコン	○	○	○	
		携帯電話	○	○	○	
		i-モード	○	○	○	
		J-Sky Web	○	○	○	
		EzWeb	○	○	○	
		PメールDX			○	
情報提供項目	I. 固定情報	① 路線図・乗り場案内	路線図を地図上表示(パソコン)	バス路線図を地図上表示(パソコン) 主要バス停の乗り場案内(パソコン)	電車路線図(パソコン) 主要バス停乗り場案内(パソコン)	駅構内図(パソコン) 駅周辺情報(パソコン)
		② 時刻表情報	バス停別時刻表	バス停、駅別時刻表	バス停、駅別時刻表(パソコン)	—
		③ 経路情報(ルート・所要時間・料金)	ルートのみ	—	時刻表連動型[バス-バス、バス-鉄道間の検索可能](パソコン) 時刻表連動型[バス、鉄道別の検索](携帯)	JR管内時刻表連動型(パソコン)
		④ 運賃・料金情報	定期運賃	—	バス、鉄道:2地点間運賃、定期代(パソコン)	JR管内:2地点間運賃(パソコン)
	II. リアルタイム情報	① 運転状況	地図上にバス位置表示(バス停への接近表示)	バスの接近情報(携帯)	運行情報:台風・大雪時に提供(パソコン)	運行情報(パソコン、携帯)
		② 到着予想時刻	—	—	—	—
データ更新・費用負担		運輸事業者自身による				

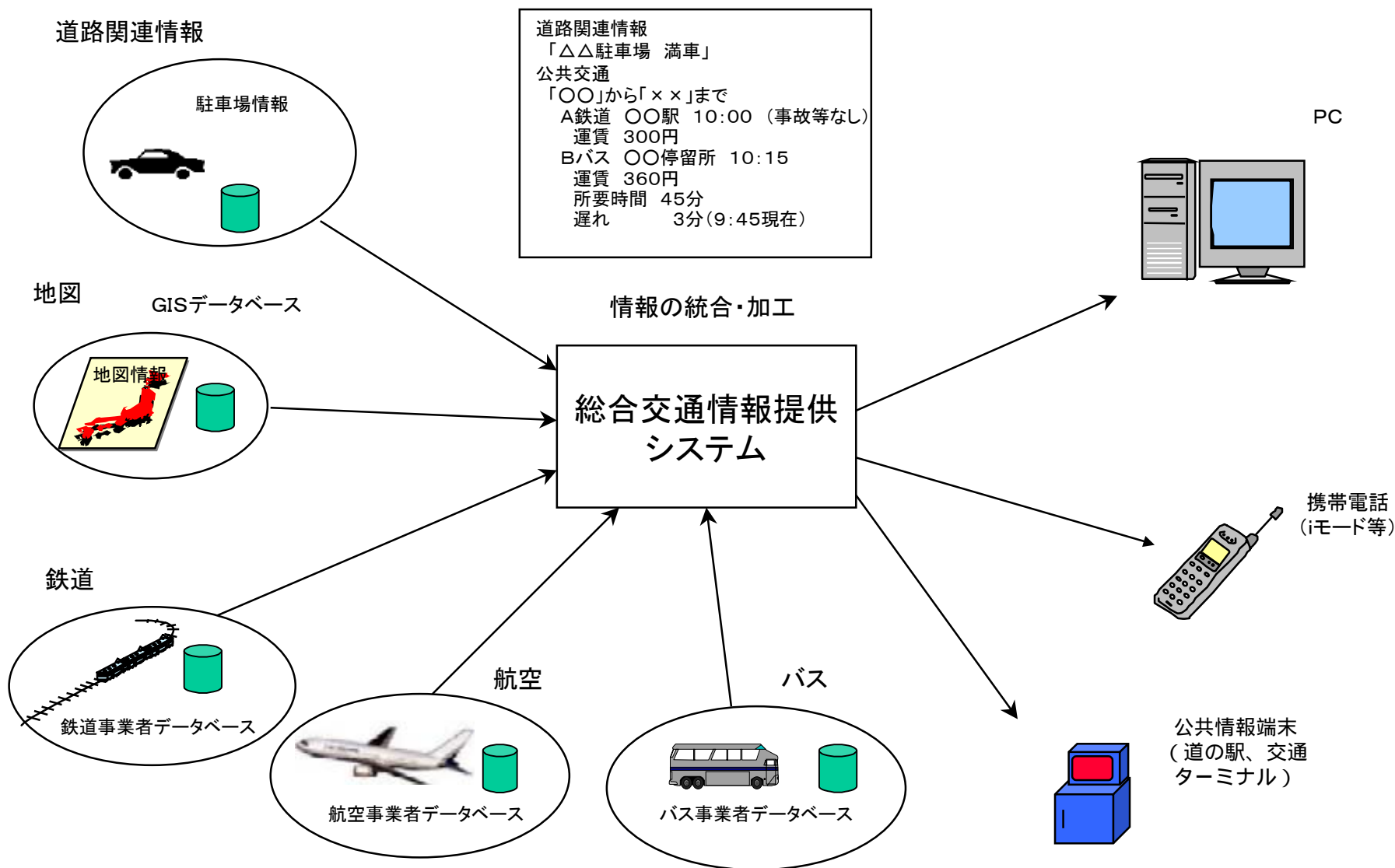
インターネットなどの活用による公共交通情報提供サービスの事例一覧(2)

情報提供者の分類		公的機関			公的機関	
事例名称		バス情報総合利用案内システム	札幌圏時刻表ポータルサイト	公共交通情報	公共交通情報	
情報発信主体		(社)東京バス協会	北海道情報大学中岡研究室	国土交通省中国地方整備局 岡山国道工事事務所	国土交通省中国地方整備局 広島国道工事事務所	
[URL]		http://www.tokyobus.or.jp/	http://tis.do-johodai.ac.jp/	http://www.okakoku-mlit.go.jp/index.htm	http://www.hirokoku-mlit.go.jp/index1.html	
情報提供範囲		東京23区内に発着地点を持つ路線バス、東京都内に発着点を持つ高速バス、深夜急行バス、空港連絡バス	札幌圏内の全地下鉄・電車全駅・全バス停(一部路線を除く)	両備バス宇野線、岡山電気軌道大東線	長距離バス(広島-松江間)、呉広島空港線、広島呉線のノンステップバス、広島電鉄グリーンムーバー	
情報提供形態		パソコン	○	○	○	
		携帯電話		○	○	
		i-モード		○		
		J-Sky Web		○		
		EzWeb		○		
		PメールDX		○		
情報提供項目	I. 固定情報	① 路線図・乗り場案内	系統別路線図 主要ターミナル乗り場案内	鉄道路線図(パソコン)	バス路線図[地図上に目的地を表示](パソコン) 主要ターミナル乗り場案内(パソコン)	地図上に路線を表示(パソコン)
		② 時刻表情報	全てのバス停時刻表	地下鉄・電車の全駅、一部を除く全バス停	全バス停の利用時間帯のバス時刻(パソコン、携帯)	全バス、電停の利用時間帯の時刻(パソコン、携帯)
		③ 経路情報(ルート・所要時間・料金)	系統・路線検索(2地点間距離と運賃)	—	—	—
		④ 運賃・料金情報	2地点間運賃 定期代	—	—	—
	II. リアルタイム情報	① 運転状況	—	—	—	車両位置を地図上に表示(パソコン)
		② 到着予想時刻	—	—	バス停別到着予想時刻(パソコン、携帯)	バス停・電停別到着予想時刻(パソコン、携帯)
	データ更新・費用負担		東京バス協会が運営費、更新費用を負担。データ更新は、バス事業者が、電子データ又は記入済規定フォーマットを提出、東京バス協会がデータ化	大学研究室がデータ更新	中国地方整備局が独自予算で運営(バス事業者からはデータ提供を受けるのみ)	中国地方整備局が独自予算で運営(バス事業者からはデータ提供を受けるのみ)

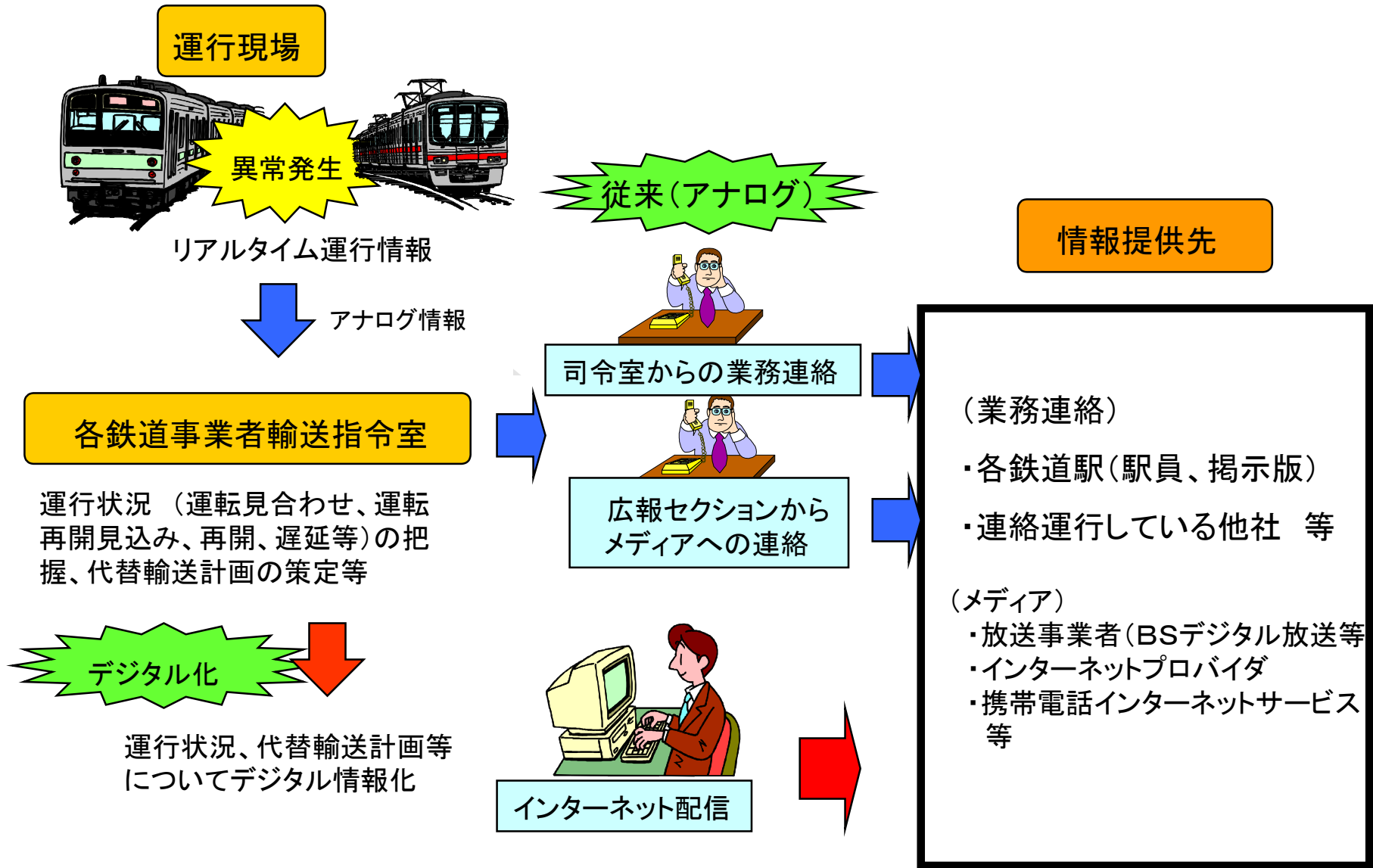
インターネットなどの活用による公共交通情報提供サービスの事例一覧(3)

情報提供者の分類		情報サービス会社						
事例名称		JRトラベルナビゲーター インターネット版	JORUDAN乗換案内 インターネット版	ISAIZ MAPインターネット版	ハイパーダイヤ	駅すばあと	駅前探検倶楽部	
情報発信主体		㈱JR東日本企画	ジョルダン㈱	㈱リクルート	㈱日立情報システムズ	㈱ヴァル研究所	㈱東芝	
[URL]		http://channel.goo.ne.jp/cgi-bin/tranavi/irtrag.cgi	http://www.jorudan.co.jp/	http://www.isize.com/map/	http://www.hyperdia.com/	http://www.ekiworld.net/	http://ekimae.toshiba.co.jp/	
情報提供範囲		全国のJRと、札幌、東京、名古屋、大阪の主要地下鉄・私鉄	全国のJR・地下鉄・私鉄	首都圏電車路線図、全国乗換案内	全国	全国のJR・私鉄・地下鉄・路面電車、一部路線バス会社、高速バス、主要空路	全国の駅時刻表乗換案内(首都圏、東海、関西、九州) 駅周辺地図(首都圏、東海、関西)	
情報提供形態		パソコン ○ 携帯電話 i-モード ○ J-Sky Web ○ EzWeb ○ PメールDX ○	○	○	○	○	○	
情報提供項目	I. 固定情報	① 路線図・乗り場案内	概略路線図	概略路線図(パソコン)	路線図	—	全国・地域別路線図、乗り場案内、主要駅施設案内、周辺地図	主要駅周辺地図
		② 時刻表情報	東京のJR・私鉄・営団・地下鉄のおよそ650駅	時刻表・終電時刻表(携帯)	—	主要駅	全駅時刻表、列車時刻表	主要全駅時刻表、列車時刻表
		③ 経路情報(ルート・所要時間・料金)	経路、所要時間(時刻表連動)、運賃、距離	経路、所要時間(時刻表連動)、運賃、距離(パソコン、携帯)	経路、所要時間(時刻表連動)、運賃	経路、所要時間(時刻表連動)、運賃、番線情報	経路、所要時間(時刻表連動)、運賃、距離	経路、所要時間(時刻表連動)、運賃
		④ 運賃・料金情報	2地点間運賃	2地点間運賃(パソコン、携帯)	2地点間定期運賃	2地点間定期運賃	2地点間定期運賃、定期代	2地点間定期運賃
	II. リアルタイム情報	① 運転状況	—	—	—	—	—	JR東日本の運行情報を提供
		② 到着予想時刻	—	—	—	—	—	—
データ更新・費用負担		各プロバイダーが独自にデータ入手、入力を行っている。(情報源として、事業者から電子データの提供を受けている所もある。(詳細不明))						

移動情報の総合化のためのシステム

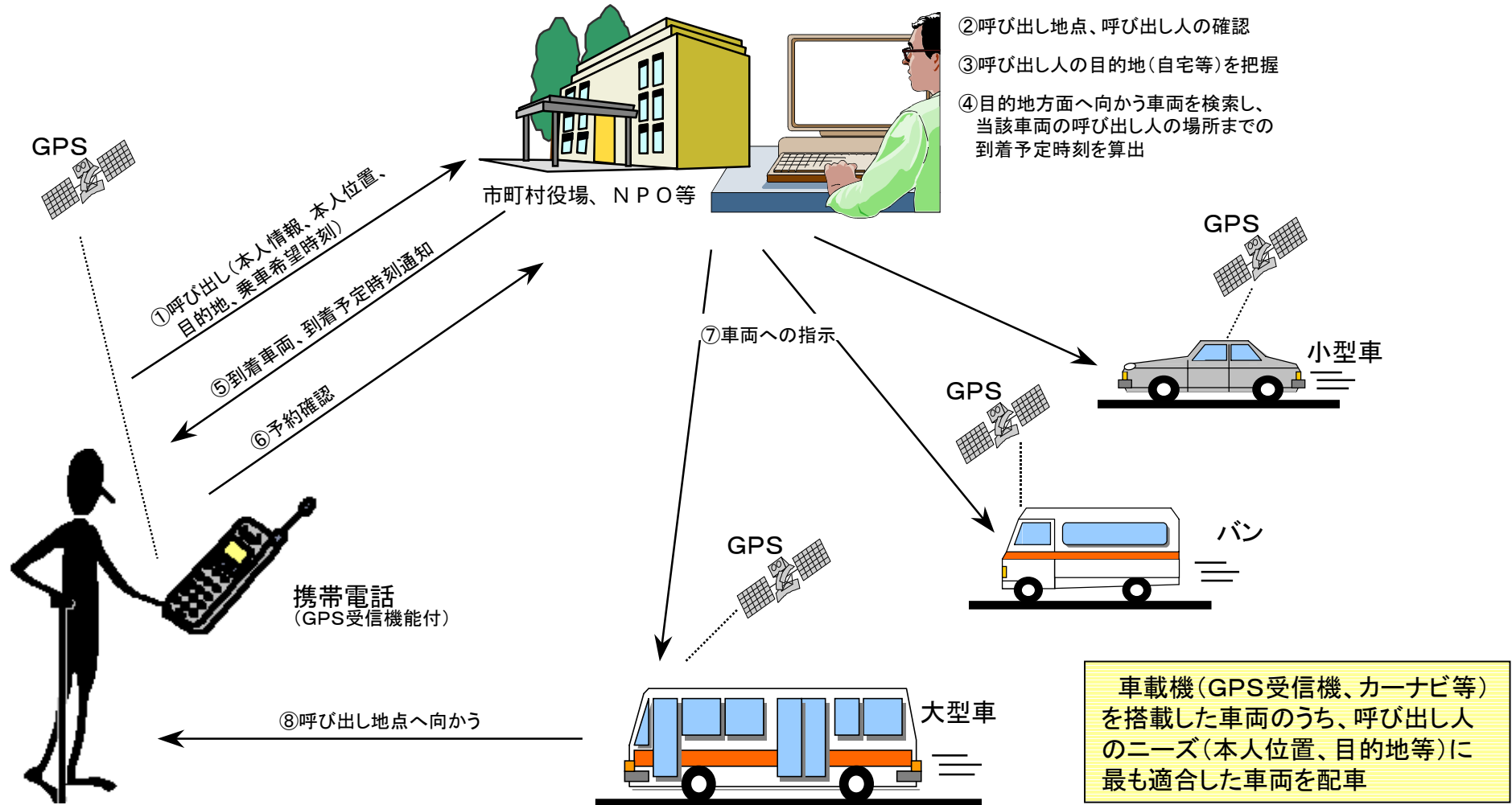


鉄道事故・遅延情報速報システム



情報通信技術を活用した過疎地域のシビルミニマム確保のための実証実験 (システム構成イメージ)

住民が携帯端末(位置通知機能付)で車両を呼び出すと、予め登録された車両の中で、最も呼び出した場所に近く、乗車可能な車両を自動的に配車



公共旅客交通情報提供制度について（１）

①運賃・ダイヤ等の掲示(利用者への情報提供)について

分野名	掲示する事項	法令名	掲示する場所	掲示時期
鉄道	運賃等	鉄道営業法第3条 鉄道運輸規程第4条、第8条	停車場	実施前に公告 (運送条件加重の場合は、変更等の7日前までに掲示)
	ダイヤ	鉄道営業法第3条 鉄道運輸規程第4条、第8条	停車場	実施前に公告
バス	運賃等	道路運送法第12条 旅客自動車運送事業等運輸規則第5条、第6条	営業所その他の事務所	変更の7日前までに掲示
	ダイヤ	道路運送法第12条 旅客自動車運送事業等運輸規則第5条、第6条	営業所その他の事務所、停留所	変更の7日前までに掲示
旅客船	運賃等	海上運送法第10条、第19条の4 海上運送法施行規則第7条、第21条の4、 第21条の15	営業所、発着所、船舶内(国内) 営業所、船舶内(国外)	特段の規定無し
	ダイヤ	特段の規定無し	特段の規定無し	特段の規定無し
航空	運賃等	航空法第107条	営業所その他の事務所	特段の規定無し
	ダイヤ	特段の規定無し	特段の規定無し	特段の規定無し

公共旅客交通情報提供制度について（２）

②運賃・ダイヤ等の届出（国への情報提供）について

分野名	提出する事項	法令名	提出する形態	①事業者から国土交通省への提出時期（認可・届出） ②国土交通省から事業者への回答時期（認可）
鉄道	運賃等	鉄道事業法第16条 鉄道事業法施行規則第32条、第33条、第34条	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃等の上限の設定又は変更に関しては、事前に国土交通大臣（地方運輸局経由、一部地方運輸局長に権限委任）の認可必要 ・認可を受けた上限の範囲内での運賃等の設定、変更に関しては、国土交通大臣あて（地方運輸局経由、一部地方運輸局長あて）事前に届出 ・上限認可を要しない料金に関しては、地方運輸局長に事前に届出 	①事前認可、事前届出 ②1～4ヶ月以内（行政手続法標準処理期間）
	ダイヤ	鉄道事業法第17条 鉄道事業法施行規則第35条	国土交通大臣あて（地方運輸局経由、一部地方運輸局長あて）事前に届出	①事前届出
バス	運賃等	道路運送法第9条 道路運送法施行規則第8～10条	事前に国土交通大臣（一部地方運輸局長に権限委任）の認可必要（一部事前届出制）	①事前認可、事前届出 ②2ヶ月以内（行政手続法標準処理期間）
	ダイヤ	道路運送法第15条 道路運送法施行規則第14条、第15条	事前に国土交通大臣（陸運支局長に権限委任）の認可必要（一部事後届出制）	①事前認可（一部事後届出） ②3ヶ月以内（行政手続法標準処理期間）
旅客船 （国内のみ）	運賃等	海上運送法第8条 海上運送法施行規則第4条	国土交通大臣あて（地方運輸局経由）又は地方運輸局長あて事前に届出	①事前届出（7日前）
	ダイヤ	海上運送法第6条、第11条の2 海上運送法施行規則第3条、第9～11条	地方運輸局長あて事前に届出（一部認可制のほか、10分以内の変更は事後に届出）	①事前届出等 ②5ヶ月以内（行政手続法標準処理期間）
航空	運賃等	航空法第105条 航空法施行規則第215条、第216条	国土交通大臣あて（一部地方航空局長あて）事前に届出（国内線）又は認可（国際線）	①事前届出、事前認可 ②1～3ヶ月以内（国際線）（行政手続法標準処理期間）
	ダイヤ	航空法第100条、第107条の2、第107条の3、第109条 航空法施行規則第210条、第219条、第219条の2、第220条	国土交通大臣あて（一部地方航空局長あて）事前に届出（混雑飛行場を使用しない国内線）又は認可（混雑飛行場を使用する国内線及び国際線）	①事前届出、事前認可 ②1～4ヶ月以内（混雑飛行場を使用する国内線）、1～3ヶ月以内（国際線）（行政手続法標準処理期間）

公共交通情報デジタル化のメリット

交通利用者 多様な手段によりニーズに応じた情報を
随時入手できることによる利便性の向上

交通事業者 業務の効率化、安全性の向上、
旅客サービスの高度化、業務コストの削減

行政組織 オンライン申請による業務の効率化、
迅速化

デジタル化の促進策

(i) 法令で義務化

(国内)

有価証券報告書のデジタル書類提出義務化
(改正証券取引法:平成16年6月1日施行)

(国外)

貿易業務の情報化のため、EDIを義務化、書面の提出に対して罰金を科す(貿易業務自動化促進に関する法律:韓国、平成2年12月制定)

(ii) 法令で促進

(国内)

民間における電子商取引の促進を図るため、書面の交付に代えてデジタル書類での提供(旅行業者が消費者に対して契約内容を表す書面を交付する際、デジタル書類も認める等)を認める(いわゆる書面一括法:平成13年4月1日施行)

(国内)

税関手続(NACCS)についてデジタル書類の提出を認める
(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律:平成3年7月1日施行)

(iii) 行政方針で促進

(国内)

e-Japan重点計画を策定、高速通信網の整備や、港湾諸手続のワンストップ化の推進

(国外)

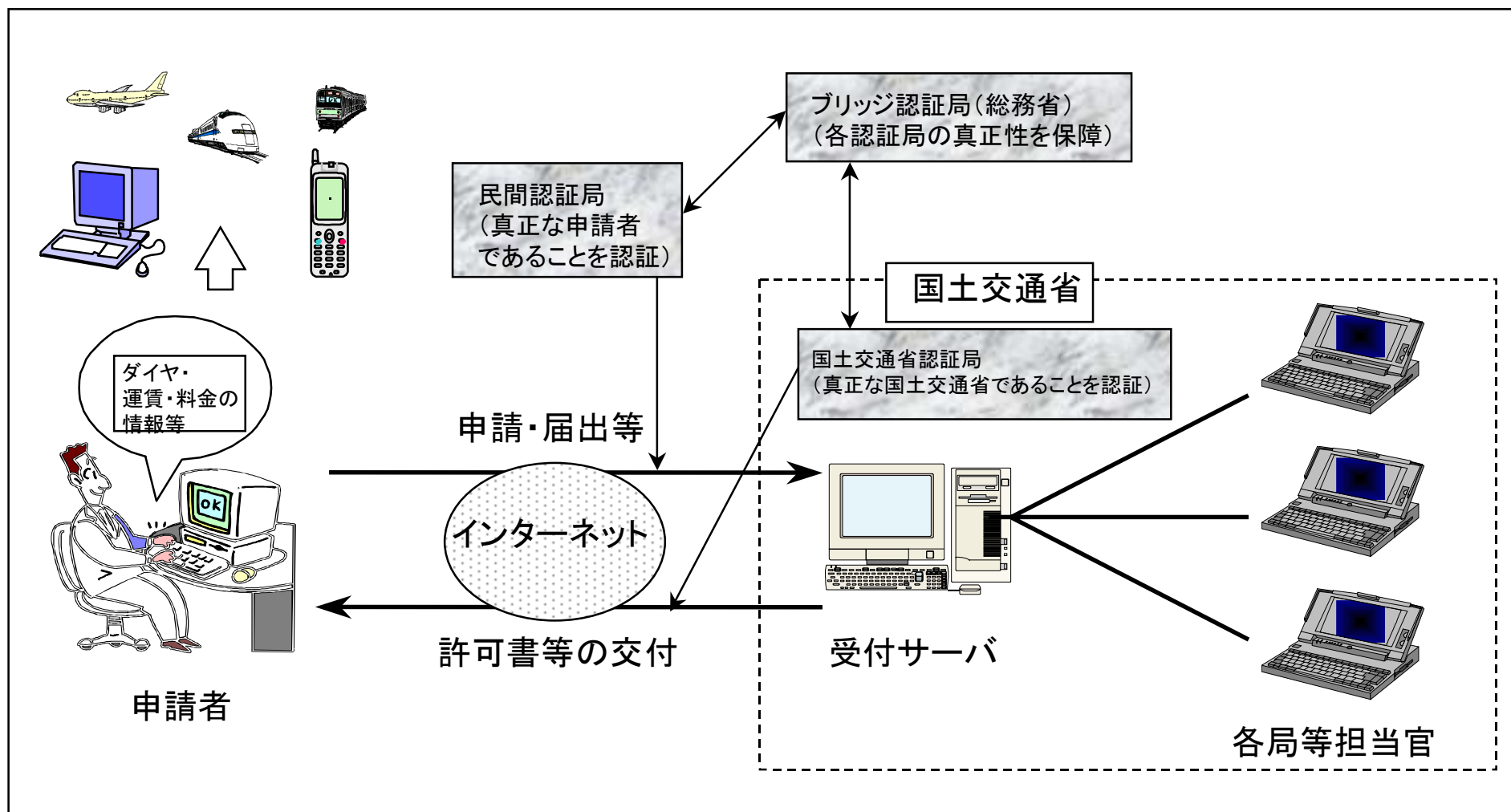
シンガポール、香港での港湾貿易手続の情報化推進

(iv) 価格で促進

(国内)

- ・航空券販売でのインターネット販売の割引率の拡大
- ・インターネットによる証券取引で手数料の割引
- ・その他BtoCにおけるEコマースでの価格の割引

21世紀の電子政府実現のための行政情報システム等の整備 ～ 電子申請システムの整備～



電子申請のイメージ図

(3) 今後の進め方 . . . P . 2 6

有識者ヒアリング等のスケジュール（案）

委員会	4月 第1回	5月 第2回	6月 第3回	7月 第4回	8月	9月	10月	11月	12月
交通情報 提供の現状 (事務局)		(交通事業者のIT化の取り組み) ICカード :JR東 GPSによる 自動配車 システム :神奈川 中央交通	(交通情報提供サービス) BS デジタル :NHK モバイル 通信 :NTT ドコモ	カーナビ・ カープー リング :トヨタ 情報提供 サイト	概算要求	(中間とりまとめ)	(情報化社会と交通のあり方)		(とりまとめ)